

関連資料 目 次

新制度における利用手続き	P 1 ～P 3
①保育の必要性の認定に関する基準（資料 1） 関連	P 4 ～P 5
②家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準（資料 2） 関連	P 6 ～P 7
③特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（資料 3） 関連	P 8 ～P 9
④放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（資料 4） 関連	P 1 0

（出典） 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

【資料】 子ども・子育て支援新制度について（平成 2 6 年 5 月） より抜粋

URL <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/setsume.pdf>

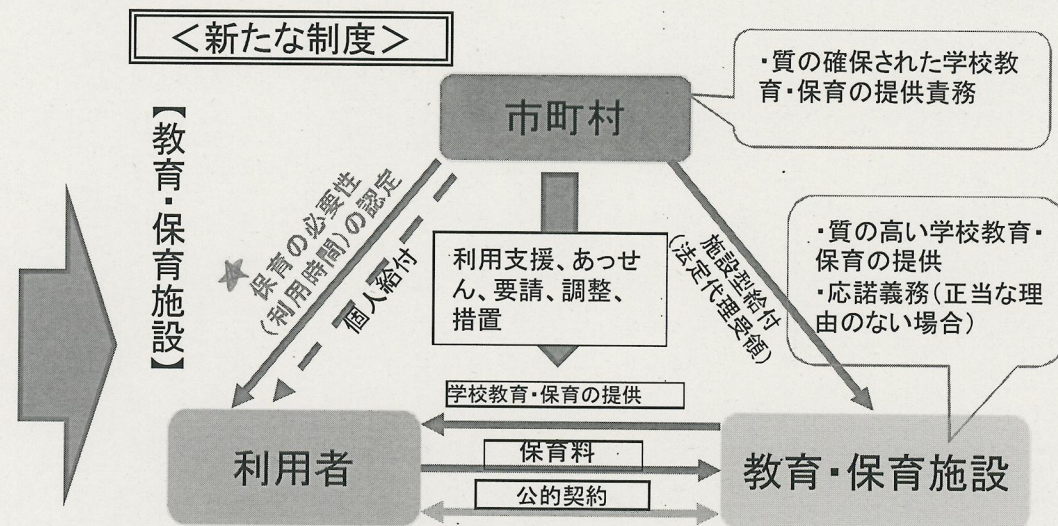
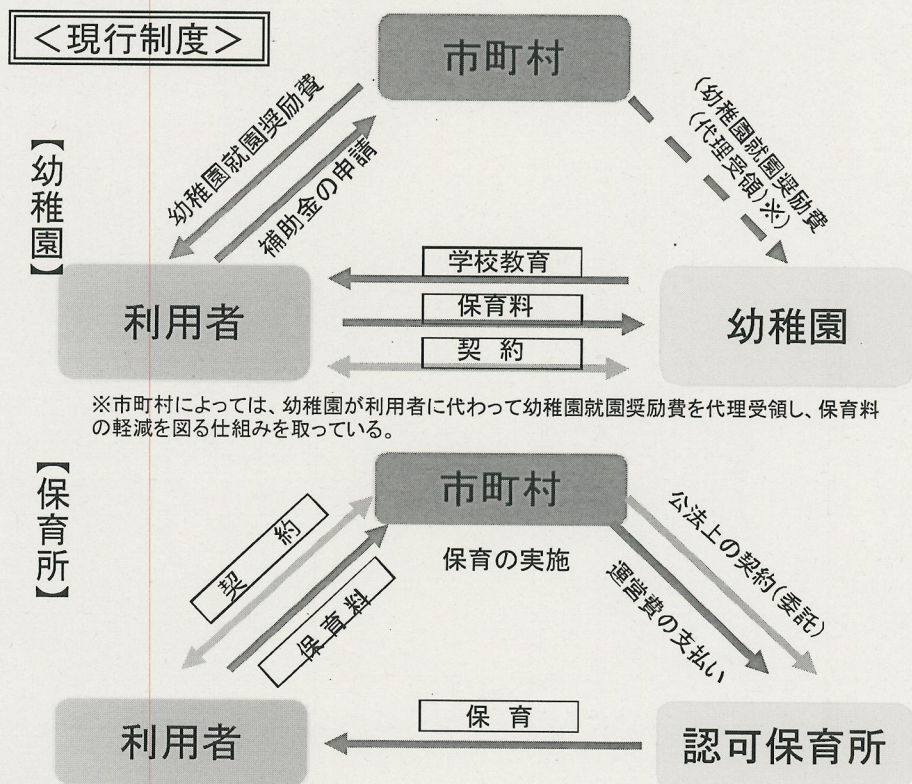
本制度における行政が関与した利用手続

- 市町村が客観的基準に基づき、教育・保育の利用時間を認定する(認定区分、事由(就労、介護等)、保育必要量(保育標準時間・保育短時間))。

【認定区分】	1号認定(支援法第19条第1号該当)・・・教育標準時間認定・満3歳以上	→ 認定こども園、幼稚園
	2号認定(支援法第19条第2号該当)・・・保育認定(標準時間・短時間)・満3歳以上	→ 認定こども園、保育所
	3号認定(支援法第19条第3号該当)・・・保育認定(標準時間・短時間)・満3歳未満	→ 認定こども園、保育所、地域型保育

- 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、居住市町村から法定代理受領する仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。私立保育所については右下図※印
- 契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、施設の利用の申込みがあったときは、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。私立保育所については右下図※印
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準に基づき、選考を行う。

※ 1号認定子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。2号・3号認定子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。

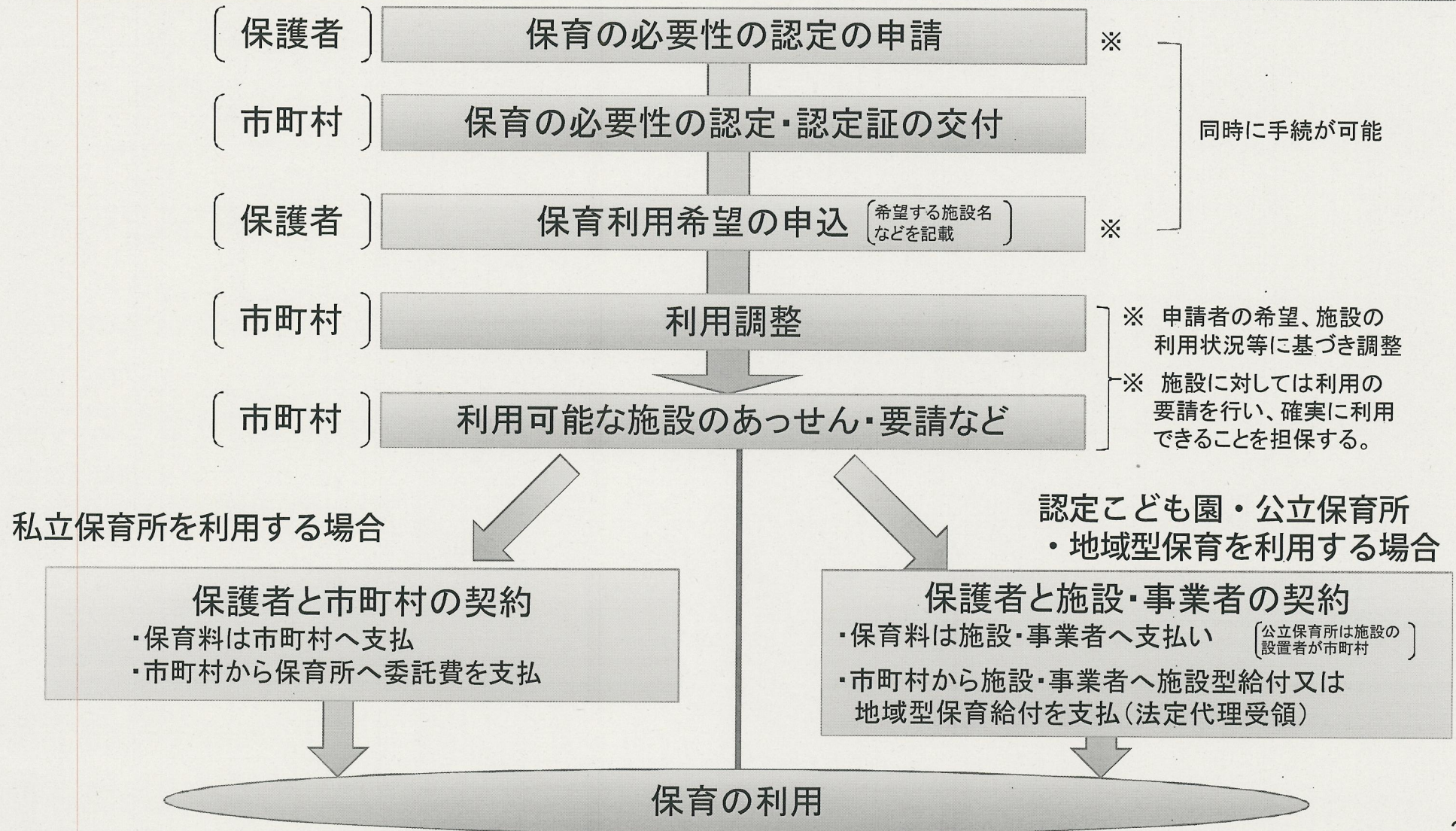


※ 児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、私立保育所における保育の費用については、施設型給付ではなく、現行制度と同様に、市町村が施設に対して、保育に要する費用を委託費として支払う。この場合の契約は、市町村と利用者の間の契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなる。

※ 上記の整理は、地域型保育給付にも共通するものである。

新制度における保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者の間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者の間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



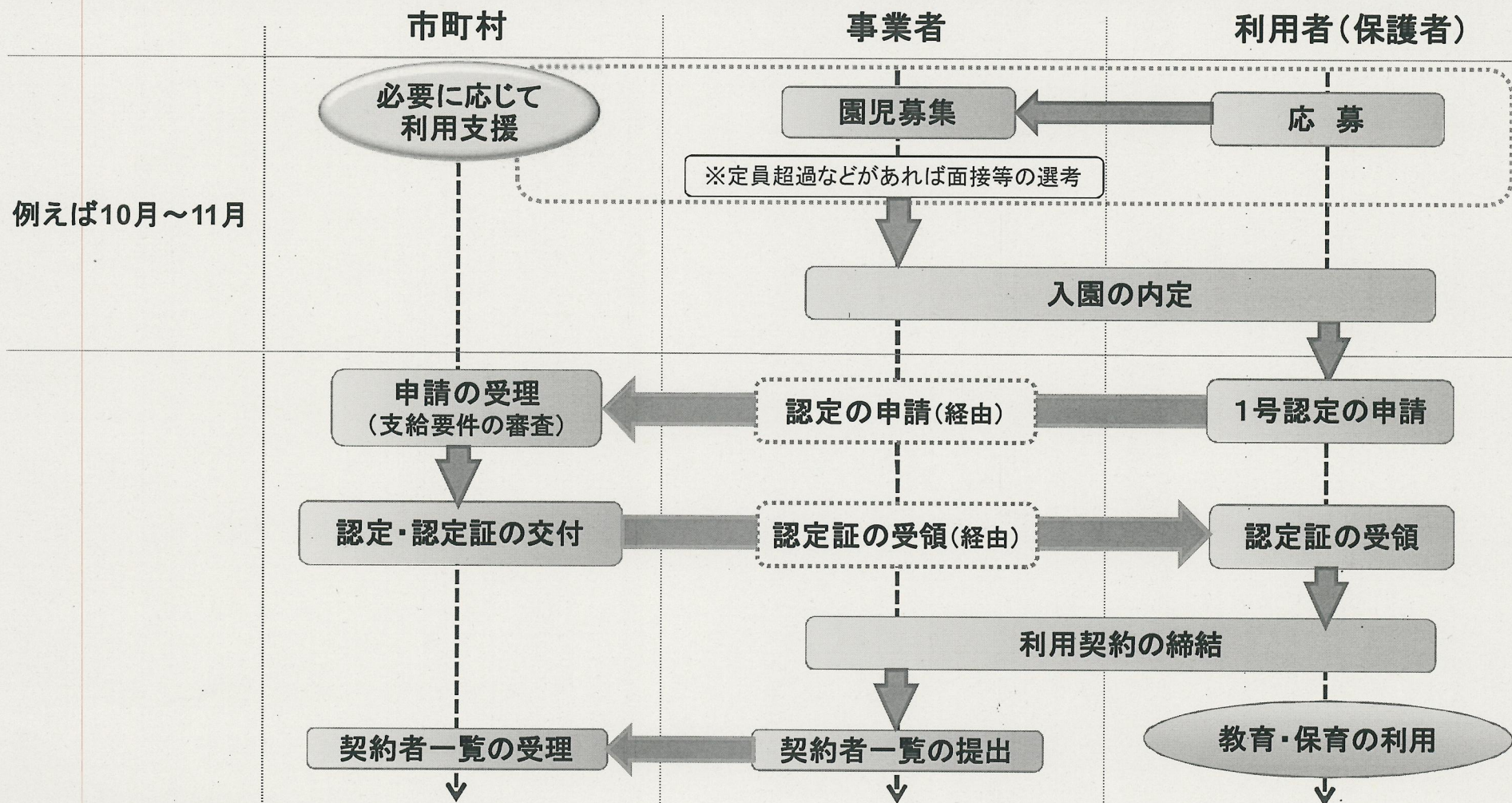
教育標準時間認定の子どもに係る簡素な利用手続

○ 教育標準時間認定(1号認定)については、施設(幼稚園・認定こども園)を利用するに当たって、保護者が市町村に認定申請を行い、支給認定及び支給認定証の交付を受けることが必要となる。

* 保護者の就労状況等の提出・審査は要さない。

* 市町村による利用調整(児童福祉法)の対象ではないが、利用のあっせん(子ども・子育て支援法)の対象。

○ 市町村・保護者の事務負担軽減や現行の園児募集との整合性の観点から、幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設を通じて、市町村に認定申請を行い支給認定証の交付を受ける手続を基本とする方向で検討中。



保育の必要性の認定について①

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
- ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由

- 以下のいずれかの事由に該当すること
- ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ① 就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動 ・起業準備を含む
- ⑦ 就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

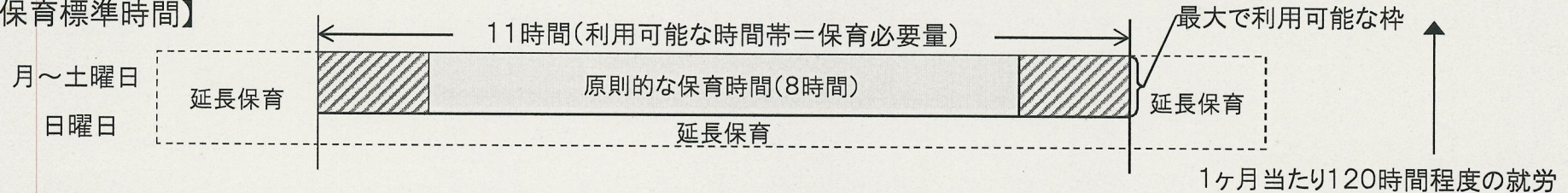
保育の必要性の認定について②

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

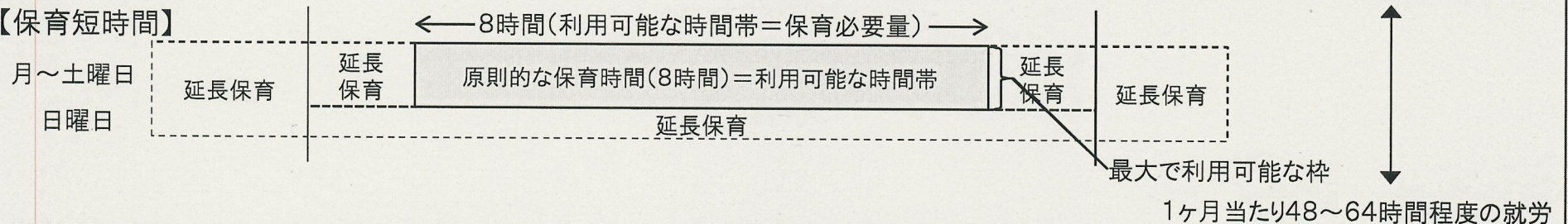
[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】



【保育短時間】



(参考)平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- (前略)新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- (前略)保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- (前略)柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

地域型保育事業の認可基準について

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

<主な認可基準>

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人3.3㎡
	処遇等 給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

家庭的保育事業等の認可基準について

○ 家庭的保育事業等については、現行の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

<主な認可基準>

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

確認制度について①

【確認主体について】

- 給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
 - ①教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上とする（幼稚園は適用なし）。
 - ②利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（保育認定・満3歳未満）は0歳と1・2歳に区分して設定する。
 - ③利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応とする。
 - ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定する。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れを可能とする方向（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
 - ・恒常的な利用定員の超過については、公定価格の議論と併せて検討（定員弾力化の扱い、給付の減算措置等）。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。 ※私学助成を受ける幼稚園を選択する場合、施行前に別段の申出

【対象施設・事業について】

〔法人格〕

- 教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。
※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。

〔運営基準の遵守〕

- 施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。
- さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、給付の対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等）。

〔辞退〕

- 対象施設・事業としての地位（確認）を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。※施設・事業自体から撤退は、都道府県知事等の認可等が必要。

確認制度について②（運営基準）

- 市町村の確認を受ける施設・事業者が遵守すべき運営基準に規定する内容は、主に以下の事項とする。基準の規定内容と運用に当たって通知等により明確化する内容等を整理しつつ、対応方針を検討したもの。

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	・内容・手続きの説明、同意、契約 ・応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ・支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・子どもの心身の状況の把握 ・子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） ・連携施設との連携（地域型保育事業のみ） ・利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む） ・利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止） ・特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）
管理・運営等に関する基準	・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示 ・秘密保持、個人情報保護 ・非常災害対策、衛生管理 ・事故防止及び事故発生時の対応 ・評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） ・苦情処理 ・会計処理（会計処理基準、区分経理、使途制限等） ・記録の整備
撤退時の基準	・確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）

放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

<主な基準>

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

支援の目的

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）

- 放課後児童支援員（※）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）
 - ※ 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の職員の資格）を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者
 - ※ 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数

- 原則1年につき250日以上
 - ※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
 - 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
 - 原則1日につき3時間以上
- ※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める